

議案第 35 号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次の  
とおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する  
条例

(かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例（平成 18 年かすみがうら  
市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「使用を許可された」を「行政財産の使用の許可を受けた」に、「使  
用前にその使用料の全額」を「市長が定める納期限までに使用料」に改める。

別表第 1 建物の項中「108」を「110」に改める。

(かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例（平成 21 年かすみ  
がうら市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中「５１０円」を「５２０円」に改める。

(かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第３条 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第１２９号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|                   |
|-------------------|
| 大人 １，０８０、小人 ５４０   |
| 大人 １，６２０、小人 １，０８０ |
| 大人 ２１０、小人 １００     |

」

を

「

|                     |
|---------------------|
| 大人 １，１００円、小人 ５５０円   |
| 大人 １，６５０円、小人 １，１００円 |
| 大人 ２２０円、小人 １１０円     |

」

に改める。

(かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第４条 かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例（平成１９年かすみがうら市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表中「合わせて」を「併せて」に、

「

|          |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 一般       | 3 1 0 円 | 2 6 0 円 | 2 5 0 円 | 2 1 0 円 |
| 小学生及び中学生 | 1 5 0 円 | 1 0 0 円 | 1 2 0 円 | 8 0 円   |

」

を

「

|         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一般      | 3 3 0 円 | 2 7 0 円 | 2 6 0 円 | 2 2 0 円 |
| 小学生・中学生 | 1 6 0 円 | 1 1 0 円 | 1 3 0 円 | 8 0 円   |

」

に改める。

(かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1, 080円」を「1, 100円」に改める。

(かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正)

第6条 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条の表中

「

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1, 080円 | 1, 080円 | 1, 620円 |
| 750円    | 750円    | 1, 080円 |
| 750円    | 750円    | 1, 080円 |

」

を

「

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1, 100円 | 1, 100円 | 1, 650円 |
| 770円    | 770円    | 1, 100円 |
| 770円    | 770円    | 1, 100円 |

」

に改める。

(かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成28年  
かすみがうら市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1, 080円」を「1, 100円」に改める。

別表中

「

|                     |      |      |      |      |
|---------------------|------|------|------|------|
| 一般                  | 210円 | 150円 | 160円 | 120円 |
| 中学校及び小学校の生徒<br>及び児童 | 100円 | 50円  | 80円  | 40円  |

」

を

「

|         |      |      |      |      |
|---------|------|------|------|------|
| 一般      | 220円 | 160円 | 170円 | 130円 |
| 小学生・中学生 | 110円 | 50円  | 80円  | 40円  |

」

に改める。

(かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一

部改正)

第8条 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例

(平成17年かすみがうら市条例第84号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

|           |      |      |      |
|-----------|------|------|------|
| 小・中学校児童生徒 | 50円  | 50円  | 50円  |
| 高校・大学生・一般 | 100円 | 100円 | 100円 |

」

を

「

|            |      |      |      |
|------------|------|------|------|
| 小学生・中学生    | 50円  | 50円  | 50円  |
| 高校生・大学生・一般 | 110円 | 110円 | 110円 |

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。